

新型コロナウイルス感染症に伴う、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習の期間の延長について

本件の概要

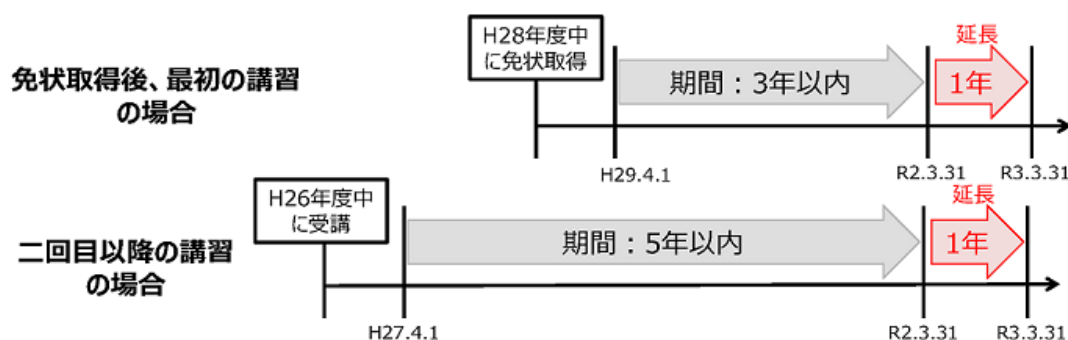
2020年3月17日

経済産業省

新型コロナウイルスの拡大防止のため中止した講習に関して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令上の義務（法定講習等）について、以下のとおり措置を行いますのでお知らせいたします。本日付けで関係法令の公布・施行を行っております。

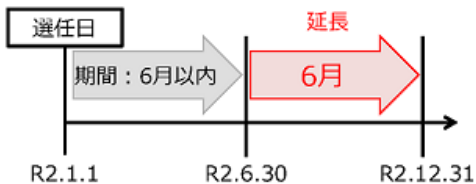
業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。



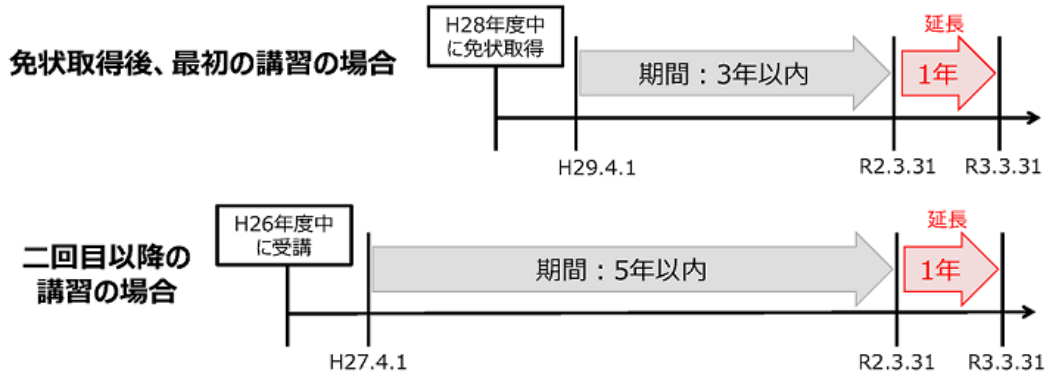
例) 令和2年6月30日に期間が終了する場合

上図の期間にかかわらず、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6月間延長されます。



参照条文：液石法施行規則 第23条

充てん作業者	講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長されます。
液化石油ガス設備士	



参照条文：液石法施行規則 第74条第2項～第4項、第109条


業務主任者講習

- 講習を受講させなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者（2.を除く）は、1年間期間を延長
- 選任の日から6月以内に講習を受講させなければならない者の内、令和2年2月1日から6月30日までに当該講習受講期間が終了する者は、6月間期間を延長

液化石油ガス設備士講習

- 講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長

充てん作業者再講習

- 講習を受講しなければならない期間が令和2年3月31日に終了する者は、1年間期間を延長
- [規則改正新旧 \(PDF形式: 63KB\)](#) 
 - [延長告示 \(PDF形式: 56KB\)](#) 